

「高連協」の設立経緯とその活動

「高連協」活動 — 「高連協」の設立経緯とその活動<概要>

2014年11月

<設立経緯>

国際連合（国連）は、1982年「高齢化に関する世界会議」(World Assembly on Aging)をウィーンで開催し、この会議で「高齢化に関する国際行動計画」を採択している。この計画は国連総会でも決議され、その後、1990年総会では毎年10月1日を「国際高齢者の日」とする。1991年総会では行動計画を推進することを目的とした「高齢者のための国連原則」^{注)}(UN Principles for older Persons) 所謂「高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳」（五原則）を採択している。

そして、1992年総会では、「高齢化に関する国際行動計画」及び「高齢者のための国連原則」を更に推進するため、1999年を「国際高齢者年」(International Year of Older Persons) とすることを決議した。

「1999・国際高齢者年」では、人口高齢化は多次元、多分野、多世代にわたる問題であり、この問題認識の普及、及び行動は「総ての世代のための社会を目指して」(toward a society for all ages) であるとしている。

また、1997年総会では、「1999・国連高齢者年」への取組みとして、各国におけるフォーカルポイント（広報活動、イベント等啓発事業の統括機関）の設置などを要請する決議、採択が行われた。

なお、「1999・国際高齢者年」の活動は、1998年10月1日（国際高齢者日）から開始することを各国に通達している。

しかし、国連の要請に対する各国の対応は様々で、日本においても1998年10月に、国のフォーカルポイントを総務庁高齢社会対策室（「高齢社会対策大綱」所管）とすることを決定している。

「国際高齢者年」活動については、国連の呼びかけで、1997年頃から各国とくにNGOは活動を開始しており、日本のNGOも国際高齢者年を目指した活動を始めていた。当時、高齢社会関連団体（NGO）の多くは、厚生労働省所管の長寿社会開発センターがまとめる「長寿社会（関係団体）連絡協議会」（加盟団体30余）に属していた。しかし、長寿社会開発センター等が高齢者年活動への取組みに消極的であったため、高齢者年を活動進展の好機とし、フォーカルポイントとの共働等高齢者の社会的活動の展開に期待する日本の主要なNGOは、新しく「高齢社会NGO連絡協議会（高連協）」（糾合団体20余）を、1998年10月1日創設した。創立発起人は、相原三郎（日本ウェルエージング協会理事長）氏と久野木行美（日本産業退職者協会理事長）氏が代表、理事には鷹野義量（長

寿社会文化協会)、堀田力・和久井良一(さわやか福祉財団)、横田安宏(国際長寿センター)、吉田成良(エイジング総合研究センター)、若林健市(ダイヤ高齢社会研究財団)等各氏が名を連ねている。

<高齢者年における高連協活動>

1998年10月に創立した「高連協」は、会則を定めるとともに、その活動目的・使命を明らかにする「高連協・高齢者憲章」を策定することとし、当面は国連が掲げる国際高齢者年の提唱をミッションにして諸活動を展開することとした。そして、同年12月高連協は集会を催し、国のフォーカルポイント(総務省高齢社会対策室)の責任者から国が国際高齢者年に催す広報啓発活動への協力依頼を受けるとともに、高連協・高齢者憲章の文案づくり会議を行っている。なお、高連協「高齢者憲章」は国連が提唱する、「高齢者に関する五原則」を踏まえ、「総ての世代のための社会」(高齢者年スローガン)を掲げて高齢者の社会参加活動の推進と年齢差別のない社会づくりを目指す、という内容で、1999年9月15日(敬老の日)に公表している。<別紙>

1999年においては、国(フォーカルポイント)の国際高齢者年事業に協力して次のような諸活動を行っている。

1月「青年の船」で来日した太平洋沿海各国の青年に、鷹野、横田、吉田、若林、和久井の理事が日本の高齢者事情紹介講師を任せている。(世代間交流プロジェクト協力事業)。同月「高齢社会に関する懇談会(シンポジウム)」の開催<東京、大阪>。国際高齢者年マスコットキャラクターの選定(横田、吉田等委員)及び普及。

3月~11月「高齢者社会参加モニター懇談会」開催<東京、奈良、石川、香川、仙台、北九州>。

6月「高齢社会研究セミナー」下河辺淳氏講演と5つの分科会(高連協理事5名の企画運営委員による)の開催。8月「高齢者年記念論文コンクール」(横田理事他委員)審査・発表。

10月「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」(記念行事)開催。10月~11月「国際高齢者年記念式典」(堀田代表講演)開催<東京の他、全国各ブロック別開催>。

12月「国際シンポジウム~高齢社会をいかに切り拓くか」を有楽町マリオンで開催。日本は高連協代表として堀田力氏、及び中国、英国、スウェーデンの各代表による討論会等を催している。等々の国が画した全事業に高連協は積極的に協力した。「高連協」も現代用語辞典に登場するようになった。

<2000年からの高連協活動>

「国際高齢者年」の諸活動を終えた2000年の高連協は、加盟団体数も40団

体となり、「会則」も整えるとともに、その名称を連絡協議会から連携協議会と改め、英文表記では「Japan NGO Council on Ageing」(JANCA)とした。また2000(平成12)年度総会では、相原三郎代表が引退、堀田力(さわやか福祉財団)氏が久野木行美氏と共に共同代表、吉田成良(エイジング総合研究センター)氏を専務理事、理事・監事には河合和、菊地幸子、越中幸夫、沢登信子、征矢紀臣、鷹野義量、富田孝好、東滝邦次、宮沢南夫、森本常吉(監事)、横田安宏、若林健市、和久井良一、の各位を選出している。

2000年度は、国際高齢者年に始まった「高齢社会研究セミナー」を国(高齢社会対策室)と協力して、「高齢者(シニア)の社会参加の促進」をテーマにプログラムの企画も併せて協力開催し、その後2008年に「高齢社会フォーラム」と名称変更して以降も毎年催している。

高連協独自のイベントとしては、国が「骨太の改革」と称して社会保障制度を経済効率の視点から改革するという政策に対して、「社会保障の在り方を考える」研究集会(3月)を催している。研究会には300余名が参加(参加費1,000円)し、2001年8月の高連協初の提言「国の社会保障制度改革への提言」の基となる学習をしている。

そして、2001年8月、高連協は、初の提言「社会保障制度改革に関する提言」(小泉総理大臣宛)を総理並びに関係閣僚(坂口力厚生労働大臣)に提出した。

<別紙>

2001年は、ボランティア国際年で、前年に制定実施されたNPO法によるNPO認可団体が新たに誕生したこと、高連協加盟団体も50余団体になっている。

特にこの年、高連協は「介護保険制度」と共に実施された「成年後見制度」の普及活動に取り組むべく、集会を催し、堀田代表を中心に、中山二基子、新井誠氏等専門家と共に、成年後見の必要性、その普及活動とくにシニアの取り組みについて学び合った。これを機に、翌年度より「成年後見制度普及活動」として「市民後見人養成講座」を高連協として全国各地で催すこととなり、河合和、和久井良一等理事がこれに当たり、特に河合理事(シニアルネサンス財団)はその事務局責任者として2010年まで、全国47都道府県で講座を開催しており、6,549名が受講している。

2002年は、20年ぶりに「高齢化に関する世界会議(World Assembly on Ageing:WAA)」がスペイン・マドリッドで4月に開催されることとなり、高連協は前年度に団体として参加登録し、朝日、読売両新聞社の解説委員も含め、堀田力代表、樋口恵子氏等20余名がWAAに参加した。大会では、政府代表が高齢化最先行国として、様々な説明を求められる中、高連協グループは自ら「(高齢社会における)経験の分かち合い」をテーマに、樋口、堀田両代表が応接する集会をWAAのNGOホール会議場で催している。

2002年総会（5月）では、引退した久野木行美代表に代わって、樋口恵子氏に堀田力氏と共に共同代表を依頼。理事役員では、新しく新井倭久子（高齢社会をよくする女性の会）、佐方紀子（TV朝日文化事業団）、菱田忠士（ダイヤ財団）、升田忠昭（WAC）の各位を既理事に加えて選出。菊地幸子、沢登信子、征矢紀臣、富田孝好の各氏は退任。森本常吉、若林健市両理事は監事、等を決議している。

2003年、2004年は、年度事業化した国と共催する「高齢社会研究セミナー」の他に、「WAA 勧告」に国として対応した「高齢社会におけるグローバル・パートナーシップ国際会議」（内閣府主催）に協力。東京、静岡、仙台等で催したシンポジウムの開催に共催協力をしている。この間、高連協は「シニアの社会参加に関するオピニオン調査」（対象2,000余名）を行い、高齢者の直接・間接的社会参加に関する意識、行動等に関するコンセンサスのとりまとめを行い、この調査報告書を国の高齢社会対策室に提供し、2005年の高齢社会対策大綱の見直しに資している。

2005年は、「愛知万博」開催年に当たり、万博会場内の「市民パビリオン」で1週間にわたり高連協主催の各種イベントを開催。なかでも中国、韓国、台湾、シンガポールの高齢化社会関係組織代表者と共に催した「アジアのシニアの社会参加活動の促進シンポジウム」は盛況で、シンポジウム終了時に発表した「シニアの生きがいづくり宣言」は日、中、韓、英の4カ国語で宣言文を朗読、マスメディアが広く紹介している。

2006年、高連協は、前年度の「愛地球博」（愛知万博）との関連で、環境問題に取り組む諸活動を展開している。1つは、「環境問題に関する高連協オピニオン調査」（対象3,000名）で、その結果を基に「環境問題に取り組むシニアの行動宣言（senior's go green）」（委員長・樋口恵子）を策定し、6月環境大臣に提出した。<別紙>

年度末（3月）には、地球産業文化研究所の助成、及びテレビ朝日、国土緑化推進機構の協力も得て、「高連協・国際シンポジウム“高齢化と環境問題”」を有楽町マリオンで開催。福田総理大臣メッセージ「国の環境問題への取り組み」を受け、午前は「シニアは環境問題に取り組もう：環境問題の認識」、午後は「高齢社会におけるシニアの活動」をシンポジウム・テーマに国内外の多様な専門家と高連協両代表が地球温暖化や「京都議定書」への対応等と国民とともにシニアが実行可能な環境保全行動などについて討論を行った。また、この年度には、「シニアの社会参加と環境のまちづくり」シンポジウムを東京・江戸川区と福岡市で自治体の協力で開催している。

なお、2008年、日本で開催されるG8サミット「洞爺湖サミット」を主催する福田総理を官邸に訪ねた樋口代表等は「G8に臨まれる福田首相への提案」及

び「環境問題に取り組むシニアの行動宣言」を総理に手渡し、高連協が取り組む環境問題、高齢社会問題で懇談している。

2008 年の特筆事業としては、AARP（旧全米退職者協会：会員数 4 千万人）の要請に応え、3 月東京（国連大学）で「シニアの再創造」国際会議を共催している。この会議はアジア各国のシニアリーダー、専門家等を主対象としている。日本国内の清家篤、坂東眞理子、袖井孝子、高山憲之、小川全夫、等関係専門各位及び経済界リーダーだけでなく、安ピルヨン（大韓老人会）、左学金（上海社会科学院）、湯玲玲（シンガポール大学）、等の専門家や組織代表者も糾合した会議で、AARP の CEO 以下役職員（20 余名）、そして高連協の樋口、堀田両代表は基調講演を、升田、吉田理事はコーディネーターを務めるなど日米相協力して 2 日間の会議（全体会議及び 6 分科会）を実施した。この会議には、潘ギムン国連事務総長をはじめ日本の閣僚等内外のリーダー多数からメッセージが寄せられ、会議は日英両国語同時通訳で行われた。

2009 年、高連協は 2008 年秋の金融主導経済の破綻等による社会不安を見る中で、研究集会を国のフォーカルポイント担当者も交えて催し、「高齢社会日本の人口・社会構造、諸環境の変化を見据えて、日本社会が目指すべきは、経済大国ではなく、総ての世代の人々が心豊かに暮らせる社会である」と主張した高連協提言「心豊かに暮らせる社会を！」＜別紙＞を作成。官邸、マスメディア等に発信している。なお、この提言は、「環境に取り組むシニアの行動宣言」と同様に英訳し、国連はじめ AARP 等関係団体にも送付している。

<2010 年以降の高連協活動>

2007 年に高齢化率が 21% に達して超高齢社会と称されて以降、高齢者の年齢幅は拡大するばかりで、高連協が掲げる高齢者（シニア）の社会参加活動の推進でも、直接あるいは間接的参加活動について論じる必要がある時代になっている。勿論高連協の理事役員も団塊世代以下の人々が増えつつあるが、役員の年齢構成は設立時と比べて大差はない。＜別紙：2014 年現在役員等＞

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災は、地震、津波さらには原発事故による被災は大きく、被災者への救済活動に多くの高連協加盟団体は関わり、2014 年現在でも関わり続けている団体もある。東日本大震災関連の諸活動はあまりにも多く、各位の記憶も新しいのでここでは割愛する。

2011 年から、高連協は加盟団体会員だけでなく、多様な個々の活動家を「オピニオン会員」として仲間づくりをすることとなり、会則に「オピニオン会員制」を加えている。また、2011 年の総会では、定年退職年齢以上の高連協会員各位の「生活」について綴った寄稿文をとりまとめ、上梓（高連協初の出版）することとした。この出版計画は具現化し、2012 年「頑張って生きよう！ご同

輩」、そして、2013年「続・頑張って生きよう！ご同輩」（「続」では女性寄稿者も加わっている）を博文館新社から各1,200円+税で出版している。

2012年正月、高連協は、これまでの諸提言を踏まえ、国の「高齢社会対策大綱の見直し」に対する提言を野田総理大臣に提出、その午後に催した憲政記念会館での高連協新年集会で発表した。この提言は、2012年6月公表の「高齢社会対策大綱」の前文に広く採り入れられている。

また、2012年秋の衆議院議員選挙を控えて行った、高連協臨時オピニオン調査「国政選挙に関する調査」（300余名）の結果（議員選出の在り方・方式、定数削減、等）を官邸、新聞・放送各報道部へFAX、メール（メルマガ）にて送信している。

2014年現在は、米国で世代間交流活動を推進している Generations United (GU) から、2015年7月21～24日、ハワイのコンベンションセンターで開催する「世代間連合国際会議（Generations United International Conference）」への協力要請を受け、高連協5月総会決議により GU 国際会議に協力共催することとした。高連協はそのための委員会（委員長・升田忠昭理事、他高連協理事役員）を設け、①日本からの参加者のとりまとめ（会議テーマの演者の選定、一般参加者へのPRと募集）、②アジア地域からの参加者勧誘、等に取り組んでいる。

＜文責：吉田成良・高連協専務理事＞

＜注＞

「高齢者のための国連原則」（仮訳）

1991年12月16日、国連総会決議・採択

＜各国政府が自国の政策プログラムに組み入れるよう要請＞

自立：高齢者は、

- ・収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- ・仕事、あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。
- ・退職時期の決定への参加が可能であるべきである。
- ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- ・安全な環境に住むことができるべきである。

参加：高齢者は、

- ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、

若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。

・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。

・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。

ケア：高齢者は、

・家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。

・発病を防止あるいは延期し、肉体・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。

・自主性、保護及び介護を発展させるための社会的及び法律的服务へのアクセスを得るべきである。

・思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、そして、社会的関わりが持てる施設を利用することができるべきである。

・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

自己実現：高齢者は、

・自己の可能性を発展させる機会を追及できるべきである。

・社会の教育的・文化的・精神的・娯楽的資源を利用することができるべきである。

尊厳：高齢者は、

・尊厳及び保障を持って、肉体的、精神的虐待のない生活を送ることができるべきである。

・年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

高連協「高齢者憲章」

高連協「高齢者憲章」

高連協は、国連提示の「高齢者の自立、自己実現、参加、ケア、尊厳」五原則に、「高齢者の役割」を加え、「すべての世代が生きがいある生活を追求できる平和な社会」、「年齢差別のない社会」の創造をめざしています。そして、この運動の基本的指針を「高齢者憲章」（提言）として、ここに提唱します。

<提言>

1. 尊厳：個人の尊厳は他の世代の人々と同様に高齢者についても重んじられる。
2. 社会参加：高齢者が生き生きと暮らすことは、すべての世代の人々が安心して暮らせる社会をつくるために不可欠である。そのためには、高齢者の能力を活用する事業や職種を社会全体で開発するなど、高齢者が意欲を持って社会参加できる機会を広げることが望まれる。
3. 社会貢献：すべての世代にとって住みよい社会をつくるために、高齢者は若い世代と交流しつつ、その経験を生かして社会福祉、環境整備、コミュニティづくり、文化的伝承、国際交流などの社会貢献活動に積極的に参加する。
4. 健康づくり：高齢者は、地域社会において充実感を持って生きることができるよう、自らの身体的機能の維持に努める。そのため、保健センターや健康づくりネットワークなど、地域における支援の仕組みを整備することが望まれる。
5. まちづくり：身体的能力や生活能力がいかに異なっていようと、安心して暮らせる社会にするために、バリアのない住宅やまちをつくることを公共事業の重要なテーマとすることが望まれる。また、すべての人々は、心のバリアを取り払い、地域社会において助け合って生きるよう努める。
6. 社会保障制度：年金、医療、介護などの社会保障の制度は、国民の生涯にかかる制度として確立され、これによりすべての世代が安心して暮らせる社会にする必要である。これらの制度は相互扶助の精神に立ち、負担の公平と効率的な運用の確保に努め、社会全体の活力を失わせないように総合的に構築されなければならない。これらの制度によりサービスを受けるものは、可能で適切な範囲において、その費用の一部を負担するとともに、その自己決定権は最大限に尊重されなければならない。
7. 生涯学習：高齢者の多様な生き方を支援するため、生涯にわたり学習できる仕組みの整備が望まれる。また、高齢者の経験や知恵が子供や若者の教育に活用される仕組みも、つくられなければならない。

高齢者をはじめ総ての世代の男女は、共同参画して以上の提言の達成に努める。

1999年9月15日

「社会保障制度改革」に関する提言

2001年8月20日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様
厚生労働大臣 坂 口 力 様

高齢社会 NGO 連携協議会 有志一同

代表 久野木行美
代表 堀田力

「社会保障制度改革」に関する提言

はじめに

高齢社会N G O連携協議会（高連協）は、「すべての世代の人々が安心して暮らせる社会」を実現させるため、高齢者としても必要な負担に応じつつ、積極的に社会的役割を果たすことを望んで、次のとおり提言する。

1. 改革により目指す社会

高齢者を含め、すべての人がいきがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくる。

2. 制度改革の基本理念

- (1) すべての人が尊厳を持ち、自立に励みつつ、助け合って生きる社会にするため、制度は、自助を基本としつつ、共助の仕組みで自立を援け、その及ばざるところを公助によるものとする。
- (2) 制度は、公平かつ透明で、わかりやすいものとする。
- (3) 制度は、国民が協力、参加しやすいものとする。

3. 改革の基本的手法

国民の協力、参加を得るために、まず、あるべき制度の姿について合意を得、現制度を、可能なところからこれに近づけるべく、改革していく。

4. 社会保障制度全体の改革についての提言

- (1) すべての人々の安心と協力、参加を得るために、社会保障における「負担と給付」の内容を、将来にわたって示す。

その内容は、将来目指すべき「釣鐘型の安定人口構造」（注1）を想定して、尊厳ある生き方を保障するために最小限度必要という観点から給付の内容を定め、これを各世代がどのように負担するのが公平かという観点から、負担の内容を定めたものとする。

その上で、人口構造の急激な変化に伴い、釣鐘型人口構造におさまりきれない「団塊世代」やその子世代等の社会保障費については、世代間の負担を公平にするため、同世代で負担を分かち合える相続税増収分等を充てることとする。

- (2) 実状に合わせて、高齢者の定義を70才以上に改め、必要な経過措置を講じつつ、制度と社会の意識とを改めていく。

- (3) 社会保障制度を公平かつ透明でわかりやすいものにするため、これを体系化するとともに、関連する制度は統合し、その徴収事務も、可能なところから一元化する。あわせて経済財政諮問會議提案にかかる「社会保障個人会計」(仮称)の具体化を図る。
- (4) 社会保障の体系的統合化は、住民の理解と参加を得るために、市区町村およびその広域連合・統合体(地域自治体)を保険者等とすることにより行う。その際、社会保障費を目的とする消費税等の課税権限を、地域自治体に付与する。
- (5) 個人の自立を促すため、社会保障制度の負担及び給付の単位は、個人化する。

5. 年金制度の改革についての提言

- (1) 住民の共助の精神を確固たるものとし、かつ年金制度を公平にしてわかりやすいものとするために、年金制度の一元化を目指し、加入者は、所得のあるすべての成人とする。
- (2) 年金受給者が自立と共助の精神を持つために、年金に対する課税上の優遇や調整措置を廃止すると共に、年金受給者も、所得に見合う社会保障料(料率に従う)を負担するものとする。
- (3) 雇用者の社会保障料を納入しない事業主は、保険料同等額を給与と合わせて支給する。
- (4) 各種年金保険の保険料、給付額、積立金運用などの内容を広く公開する。

6. 医療制度の改革についての提言

- (1) 釣鐘型の安定人口構造が概ね実現されるまでの間の特別な措置として、後期高齢者(75才以上)を対象とする老人医療制度を設け、安定人口構造における負担を超える分について公費を投入することは、世代間の公平のため、当面やむを得ない。
- (2) 医療と介護は極めて密接な関係を有するところから、釣鐘型の安定人口構造社会が実現したあつきには、老人医療制度を含むすべての医療保険制度と介護保険制度を一元化する。
- (3) 国民健康保険を取り扱う地域保険組合においては、小規模な地域保険組合を統合して、財政基盤の強化と運営の効率化を図る。
- (4) 医療費を適正にし、負担について国民の理解を得るために、保険者等が診察内容をチェックする体制を整備すると共に、受診者等が十分にチェックできるよう、医療情報を徹底的に公開する。同時に、診療報酬の定額払いの拡大や薬価基準の適正化等、医療費の合理化を進める。

7. 制度改革と併せて促進すべき施策の提言

(1) 社会保障制度が健全にセーフティネットの機能を果たすためにも、高齢者等が、いきがいを持ち、快適かつ健康に暮らせるよう、次のような仕組みをつくる必要がある。

① 自助といきがいづくりのための就労の促進

性や年齢にかかわりなく能力に応じて就労できる仕組みをつくることとし、当面、定年延長、定年後再雇用、柔軟な勤務条件の設定、ワークシェアリングなどとあわせ、高齢者による起業への支援、行政による高齢者の知識や経験を生かすための雇用等を進める。

② いきがいづくりのための社会貢献活動の促進

高齢者は社会貢献活動を行いやすい環境をつくることとし、NPO・NGOによる雇用や謝礼金（スタイルペンド等）（注2）支給の機会を増やすため、NPO等に対する税制上の優遇措置を大幅に拡大し、また、行政においてもスタイルペンド等を採用する。

③ 健康づくりの促進

ホームドクター制の普及や健康管理センターの整備、特に医師・保健婦・NPOなどによる地域健康推進ネットワークづくり等により、健康寿命を延ばす。

④ 安全にして快適な居住環境の整備促進

住宅改造の促進、グループ・ホーム等の整備、高齢者などが参画して行うまちづくり等により、すべての人に対して安全で快適な居住環境をつくる。

⑤ 高齢者が所有する不動産のフロー化の推進

資産は所有しているが、収入が乏しい高齢者の、自助努力による生活の質向上を支援するために、リバース・モーゲッジやビアジェ（注3）等による、所有する不動産のフロー化を推進する。

⑥ 高齢者に安全と快適さをもたらす産業の活性化

社会保障制度の改革により高齢者の資産保有の必要性は減少するが、それによって、安全で快適な生活が実現する産業の活性化を図る。

(2) 社会保障制度について、すべての世代の人々の理解と共感、協力と参加を得るために、制度の意義、内容、現状と見通し等のほか、制度理解の前提となる「個人と社会の関係」「人の生き方—自立自助と共生共助」等について、児童をはじめすべての世代の人々に対する教育を行う。

この提言が、高齢者を含むすべての世代の男女が共同参画し、政・官・産・学の協力によって、実現することを願っている。

以上

注1) 人口構造について

世界の人口構造は、少子化高齢化の進行に伴い、先進諸国から順次、ピラミッド型から釣鐘型へと移行しつつある。わが国においては、その変化があまりにも急激であったため、人口構造に歪みがある。とりわけ、「団塊世代」とその子の世代人口は大きくなっている。また、近年は出生率が低下し、人口構造はつぼ型（下つぼみ型）の状況にある。しかしながら、出生数そして出世率が安定してくれれば、やがて釣鐘型人口構造社会になる。

釣鐘型人口構造では、世代ごとの人口はほぼ等しく、年金制度も賦課方式で公平性が保たれる。したがって、団塊世代等人口の大きい世代は同世代の支え合い（相続税増収分の充当など）や、一時的公費負担も必要である。

出生率を安定させるのは、人類の存続意思によるが、現状では、子供を産みたい女性の意思を妨げる社会的要因を除去する政策を積極的に推進するとともに、将来像のある社会環境をつくることが必要である。

注2) 謝礼金（スタイペンド）制度について

アメリカが、1990年ボランティア振興法（National and Community Service Act）によって採用した制度で、社会貢献活動をした一定の者に対し、サラリーの最低基準（最低賃金）を下回る程度の謝礼金（Stipend）を支払うことなどを定めた。

注3) ピアジェについて

ピアジェは、フランスの制度で、リバース・モーゲッジ（住宅等不動産を抵当信託して、老後の生活費を保障してもらう）と異なる点は、契約時に不動産の所有権が移転し、同時に、売主である高齢者にその死亡時までの居住権が付与されることである。これにより、「長生きのリスク」は、リバース・モーゲッジと異なり、買主が負担する。